

令和6年度 第1回武蔵野市いじめ問題対策委員会 報告

- 1 目的** 市のいじめ防止等のための対策を実効的に推進するために、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等 のための対策について必要な事項を調査審議し、答申するとともに、武蔵野市立小・中学校にていじめの重大事態が発生した場合に調査を行い、その結果を教育委員会に報告する附属機関として、武蔵野市いじめ問題対策委員会設置する。
(参考 武蔵野市子どもの権利条例第25条)

2 日時 令和6年6月25日(火)15:00~16:45

3 出席者

	【名前】		【名前】
(法律)	矢野 謙次	(PTA代表)	谷 文香
(医療)	松浦 理英子	(民生児童委員代表)	高橋 邦房
(学識)	有村 久春◎	(人権擁護委員)	太田 早苗
(学校)	松原 修	【事務局(教育委員会)】	
(心理)	鬼頭 啓介(市派遣相談員)	教育部長、指導課長	
(社会福祉)	吉野 きよみ(SSW)	統括指導主事、指導主事	

(◎は委員長)

4 内容

(1) 子どもの権利条例と条例に基づいた本委員会の位置付け及び運営等について

(2) 武蔵野市のいじめに関する現状と取組について

(いじめの認知件数の推移や態様、いじめ防止に係る今年度の取組 等)

(3) 審議のまとめ

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂素案では、平時の対策が非常に重要となると示されている。学校が取組状況や対応状況について定期的にチェックすることが大切となる。また、校内の情報連携も重要となる。
- 学校の話を見るとSNS上のいじめが多くなっており、発見が難しくなっている。保護者によっていじめの認識が違うことがあり、保護者に対するいじめの啓発も重要だ。
- 教員や大人の目の届かないところで起きるのがいじめだ。加害者側が否定するとそれ以上追及ができないという状況があるのではないか。
- いじめの定義をしっかりと共有すべきだ。被害者側の児童・生徒が心身の苦痛を感じていけばいじめであり、被害者の主観に基軸を置いていじめかどうかを判断するのがいじめ防止対策推進法である。
- いじめが低年齢化している。いじめで傷ついた子たちは、不登校という形で身を守っていく子が多いのではないか。その前の段階でできることがもっと増えるといい。
- スクールカウンセラーによる全員面接を小学校5年生と中学校1年生で行っているが、もっと前の段階で関わっていく必要があるのではないか。また、加害者へのカウンセリングも大切になるのではないか。
- 被害者も加害者も成長の段階にある大切な子どもである。例えばいじめに関するケーススタディで「自分が被害者だったら、加害者だったら、傍観者だったら」と考えさせる実践例もある。教育がいじめを未然防止していくんだという考えが大切だ。
- いじめの未然防止には、授業を大事にすることだ。子どもが分かりやすい授業、子どもが安心して学ぶ授業ができれば、かなりの未然防止になるのではないか。
- いじめに関しては複雑な状況が生まれることあり、スクールロイヤーといった法律の専門家に学校が気軽に相談できる環境があるとよい。いじめの問題は教育論ではなくて、法の論理にシフトしていると思う。
- いじめ対応に関する資料の保管をしっかりと行う必要がある。後日何か起こったときにも、「あのときこういうことがあった」と遡り、校内で共有できるようにしておくことが大切になる。